

指定給水装置工事事業者 各位

八戸圏域水道企業団
給水装置課長

令和4年度更新事業者のお知らせ及び更新書類の注意点について

このことにつきまして、**令和4年度の更新対象事業者は、指定番号212～260の事業者が対象**となりますのでお知らせいたします。

詳細につきましては、**対象事業者に更新受付の1か月前を目途にダイレクトメールを送付いたします**ので、事前に令和元年度研修会で説明した必要書類の確認をお願いします。

また、**更新書類の注意点**についてですが、令和2・3年度の更新書類において不備や間違いが多かった項目を紹介いたしますので、今後更新書類を作成する場合は注意するよう参考にして下さい。

令和2・3年度更新手続きでの指摘（修正）事項（例）

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書(第1号様式)

役員の氏名について 1) 役職（取締役、監査役等）が記載されていない
2) 氏名にフリガナが記入されていない

事業の範囲について 1) 登記簿の目的と事業の範囲の記載内容が違っている
(登記簿の目的の中で必要な項目を記載すること)

2. 機械器具調書及び器具の写真

1) 水道法で定められている器具が不足している

(水道法では、金切りのこ・やすり・パイプねじ切り器・トーチランプ・パイプレンチ・水圧テストポンプは必須となっています)

2) 機械器具調書と器具写真が合わない(数量が違う・調書にある器具の写真が無い等)

(指定に必要な器具と数量で写真と調書を合わせてください。社内にある器具すべてを記載する必要はありません)

3. 指定更新時確認事項

1) 業務内容や公表の可・不可について不備や確認不足がある

(これらは、HPや広報紙での修繕・凍結対応業者一覧に掲載される情報になります)

4. すでに退職している技術者の届け出が適切におこなわれていない

(企業団に登録している事業者の技術者配置状況が違っている。水道法で定めている主任技術者の解任届が提出されていない場合は、提出するまで更新手続きができません。)

問合せ先 八戸圏域水道企業団 給水装置課
給水装置グループ TEL : 0178-70-7042